

○山口県公安委員会の文書例式等に関する規程

昭和32年6月25日

公安委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の文書の種類及び書式並びに公印について必要な事項を定めるものとする。

(文書の種類)

第2条 文書の種類は、別に定あるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規則 警察法（昭和29年法律第162号）第38条の規定により制定するもの
- (2) 規程 公安委員会が制定するもののうち規則以外のものであつて、公示を要するもの
- (3) 内規 公安委員会が制定するもののうち規則以外のものであつて、公示を要しないもの
- (4) 告示 法令等の規程に基いてする行政処分等で、公示を要するもの
- (5) 指令 団体、個人等からの申請、願、伺等に対する処分の意思を表示するもの
- (6) その他 通知、報告、照会、回答等

(文書の書式)

第3条 文書の書式は、別記の例による。

(公印の刻字等)

第4条 公印の刻字、寸法、個数、保管者及び用途は、別に定のあるもののほか、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 公印の調製、保管等について必要な事項は、山口県警察本部長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和32年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に効力を有する山口県公安委員会訓令又は山口県公安委員会内訓は、当分の間、規程又は内規と同一の効力を有するものとする。

付 則 (昭和32年8月16日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和32年8月16日から施行する。

付 則 (昭和34年9月25日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和34年10月1日から施行する。

付 則 (昭和34年11月24日公安委員会規程第4号)

この規程は、昭和34年12月1日から施行する。

付 則 (昭和35年5月27日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和35年6月1日から施行する。

付 則 (昭和35年11月22日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和35年12月1日から施行する。

付 則 (昭和37年9月25日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (昭和38年2月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、別表の改正規定中警察署長（下関水上警察署長を除く。）に関する部分は、昭和38年1月1日から適用する。

附 則 (昭和39年9月8日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和39年9月8日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則 (昭和40年1月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則 (昭和40年3月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年12月23日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年7月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月28日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月19日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月4日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月19日公安委員会規程第4号)
この規程は、平成17年7月19日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月2日公安委員会規程第3号)
この規程は、平成20年5月12日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日公安委員会規程第1号)
この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日公安委員会規程第1号)
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月25日公安委員会規程第3号)
この規程は、令和7年5月7日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日公安委員会規程第2号)
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月19日公安委員会規程第3号)
この規程は、令和8年5月21日から施行する。

別記（第三条関係）

一 規則

1 制定する場合

何々……………規則をここに公布する。
年月日
山口県公安委員会規則第 号
山口県公安委員会
何々……………規則
（長文の場合は、目次を加える）
（何々）
第一条 何々……………。
……………。
2 ……………。
……………。
（何々）
第二条 何々……………。
……………。
附 則
この規則は、公布の日
（ 年月日）
から施行する。

2 一部を改正する場合

何々……………規則の一部を改正する規則をここに公布する。
年月日
山口県公安委員会規則第 号
山口県公安委員会
何々……………規則の一部を改正する規則
何々……………規則（ 年 月山口県公安委員会規則
第 号）の一部を次のように改正する。
第 条を次のように改める。
第 条 削除
第 条中「……………」を「……………」に、「……………」
を「……………」に改める。
附 則
この規則は、公布の日
（ 年月日）
から施行する、

3 廃止する場合

何々……規則を廃止する規則をここに公布する。
年 月 日
山口県公安委員会
山口県公安委員会規則第 号
何々……規則を廃止する規則
何々……規則（ 年 月山口県公安委員会規則
第 号）は、廃止する。
附 則
この規則は、 公布の日
（ 年 月 日） から施行する、

二 規程

山口県公安委員会規程第 号
何々……規程を次のように定める。
年 月 日
山口県公安委員会
何々……規程
（何々）
第一条 何々……。
……。
（何々）
第二条 何々……。
……。
2 ……。
附 則
この規程は、 年 月 日から施行する。

注 改正又は廃止の場合の書式は、規則の改正又は廃止の場合の書式に準ずる。

3 廃止する場合

山口県公安委員会内規第 号
何々……………内規を廃止する内規を次のよ
うに定める。

年 月 日

山口県公安委員会
何々……………内規を廃止する内規
何々……………内規（ 年 月山口県公安
委員会内規第 号）は、廃止する。

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

何々……………内規等を廃止する内規
次に掲げる内規は、廃止する。

- 1 何々……………内規（ 年 月山口県公安委
員会内規第 号）
- 2 何々……………内規（ 年 月山口県公安委
員会内規第 号）

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

四 告示

山口県公安委員会告示第 号
何々法（ 年法律第 号）第 条の規定に
基き、.....を次のように指定する。（次のおり
処分した。）（左記期日及び場所において行う。）（次のよ
うに定め、 年 月 日から施行（適用）す
る。）（次のおり.....を実施する。）
年 月 日
山口県公安委員会
一 何々.....
一 何々.....
一 何々.....

山口県公安委員会告示第 号
何々.....告示（ 年 月山口県公安委員会告
示第 号）の一部を次のように改正し、 年 月 日か
ら施行（適用）する。
年 月 日
山口県公安委員会
何々中「.....」を削り、「.....」を「
.....」に改める。
何々.....を次のように改める。
.....

山口県公安委員会告示第 号
何々.....（ 年 月山口県告示
第 号）は、廃止する。
年 月 日
山口県公安委員会

五 指令

| |
|--|
| 山口県公安委員会指令第 号 |
| 住 所 |
| 氏 名 |
| (又は団体名) |
| 年 月 日 (付) (何第 号) で申請 (願出) のあつた何々………について、次のとおり (次の条件を付けて) 許可 (指定) する。 |
| (………のあつた何々は、………により許可しない。) |
| (何々………については、何々法 (年 法律第 号) 第 条第 項の規定により、(何々………により)、何々………を命ずる。(何々………を取り消す。) |
| 年 (年) 月 日 |
| 山口県公安委員会 |

六 その他

| |
|---------------------------|
| 山 公 委 第 号 |
| 年 (年) 月 日 |
| あて先 |
| 山 口 県 公 安 委 員 会 |
| (山口県公安委員会委員長) |
| 何々……… (通知) (報告) (照会) (回答) |
| 何々………。 |
| 記 |
| 1 何々……… |
| ………。 |
| 2 何々………。 |

別表（第4条関係）

| 刻 字 | 寸 法 | 個 数 | 保 管 者 | 用 途 |
|----------------------|---------------------|-----|---|--|
| 山口県公安 委員会印 | 27ミリメ ートル平 方 | 1 | 警察本部警務部総務課長 | 一般文書用 |
| 山口県公安 委員会委員 長印 | 21ミリメ ートル平 方 | 1 | 警察本部警務部総務課長 | 一般文書用 |
| 山口県公安 委員会印 | 21ミリメ ートル平 方 | 1 | 警察本部警務部総務課長 | 許可、認可若しくは免 許又は暴力団対策に関 する事務並びに猟銃及 び空気銃の取扱いに関 する講習修了証明書の 交付等の事務専用 |
| 山口県公安 委員会印 | 18ミリメ ートル平 方 | 17 | 警察本部交通部高速道路 交通警察隊長 1個 警察署長 各1個 | 警察本部交通部高速道 路交通警察隊の交通関 係又は警察署の生活安 全関係若しくは交通関 係の許可、認可等専用 |
| 山口県公安 委員会印 | 10ミリメ ートル平 方 | 1 | 警察本部交通部交通指導 課長 | 駐車監視員資格者証の 交付等の事務専用 |
| 山口県公安 委員会印 | 4.5ミリメ ートル平 方 | 1 | 警察本部交通部運転免許 課長 | 自動車運転免許等の事 務専用 |
| | | | 警察本部交通部運転免許 課長 11個 山口県岩国警察署長 2個 警察署長(山口県岩国警察 署長、山口県下松警察署長 、山口県周南警察署長、山 口県山口南警察署長及び 山口県萩警察署長を除く。 | |

| | | | | |
|----------|-----------------------|----|---|--------------------------------------|
| 山口県公委 | 縦4ミリメートル 横15ミリメートル | 26 |) 各1個 交番所長(山口県柳井警察署周防大島幹部交番所長、及び山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長に限る。) 各1個 | 自動車運転免許等の事務専用 |
| 山口県公安委員会 | 直径28ミリメートル | 1 | 警察本部交通部運転免許課長 | 自動車運転免許等の事務専用 |
| 山口県公安委員会 | 直径20ミリメートル | 1 | 警察本部交通部運転免許課長 | 自動車運転免許等の事務専用 |
| 山口県公安委員会 | 縦7ミリメートル 横21ミリメートル | 16 | 警察署長 各1個 | 生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用 |